同 和 問 題 と は

「同和問題」って何だろう

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている我が国固有の人権問題です。

＜同和問題の歴史＞

江戸時代には、幕府の身分差別の強化に伴い、農民や町民などとは別の身分とされ、交際、服装、髪型、住む場所など衣食住にわたる厳しい差別を受けながら、暮らす人々がいました。

１８７１年、明治政府による太政官布告、いわゆる「解放令」が出され、身分制度が廃止されると、部落の有力者や官憲、地方行政家らによる部落改善運動が展開され、国民に同情融和を呼びかける融和運動が起こりました。しかし、この運動は、多くの人たちの支持を得ることはなく、同和問題の解決に対する十分な運動には至りませんでした。

また、地域によっては、「解放令」に反対する一揆が起きるなど、同和地区・被差別部落が襲われる事件も発生しました。

１９２２年、長い間、差別に苦しんでいた部落の人たちは、部落改善運動や融和運動では、部落差別は解消されないとして立ち上がり、全国水平社を結成しました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉で結ばれた水平社宣言を宣言し、差別の結果奪われた権利を取り戻す運動を展開していきました。

戦後になると、１９４６年、「部落解放全国委員会」が結成され、１９５１年に起きたオール・ロマンス事件を契機に、部落の差別的実態を放置した行政の責任を問う闘争が巻き起こりました。

また、国の施策として、共同浴場、共同作業場や下水排水施設等、環境改善事業の取り組みが行われていましたが、部分的な改善事業にとどまっていたため、同和問題の抜本的解決をはかる総合的対策の樹立を要請する声が次第に高まってくるようになりました。

そこで、１９６０年、政府は、諮問機関として、同和対策審議会を設置すると、１９６５年には、部落問題の解決を国策として取り組むことを文書として確認した「同和対策審議会答申」が出され、以降、同和問題への取り組みが本格的に行われるようになりました。



誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を

どんな問題が起きているの

令和２年９月、市内に居住する２０００人を対象に、人権に関する市民意識調査を実施し、９１４人の方から回答を得ました。

＜人権に関する市民意識調査結果（同和問題抜粋）＞

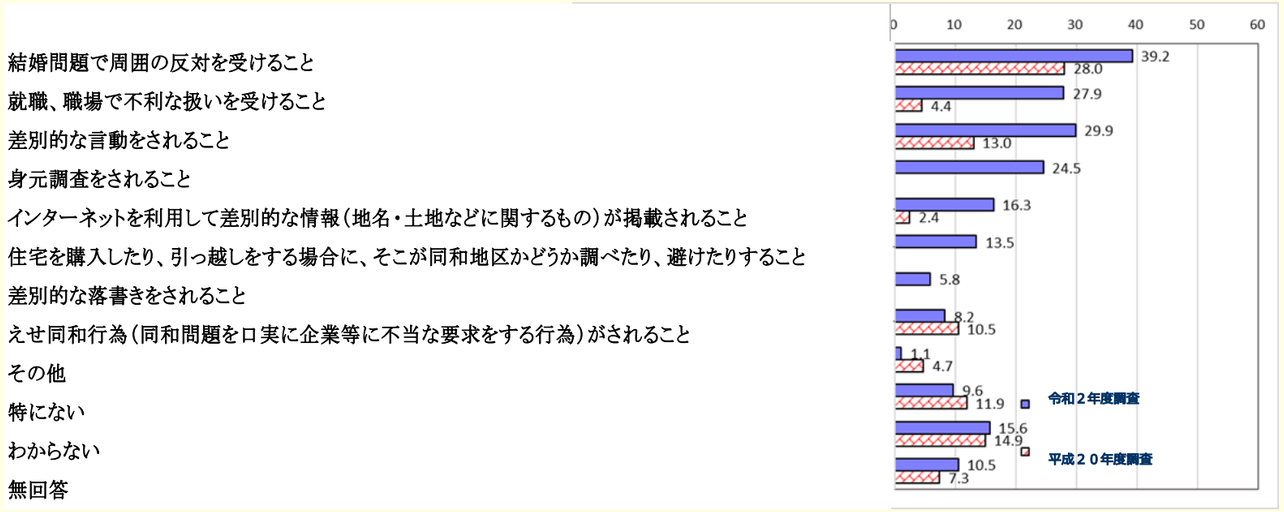
▶同和問題に関する人権問題を尋ねたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」（３９．２%）、「差別的な言動をされること」（２９．９%）、「就職、職場で不利な扱いを受けること」（２７．９%）、「身元調査をされること」（２４．５%）の順に回答割合が高くなりました。

▶同和問題に関する人権問題について「見聞きした経験」を尋ねたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」（１４．０%）、「住宅を購入したり、引っ越しをする場合に、そこが同和地区かどうか調べたり、避けたりすること」（８．０%）、「身元調査をされること」（４．８%）、「インターネットを利用して差別的な情報（地名・土地などに関するもの）が掲載されること」（２．６%）の順に回答割合が高くなりました。

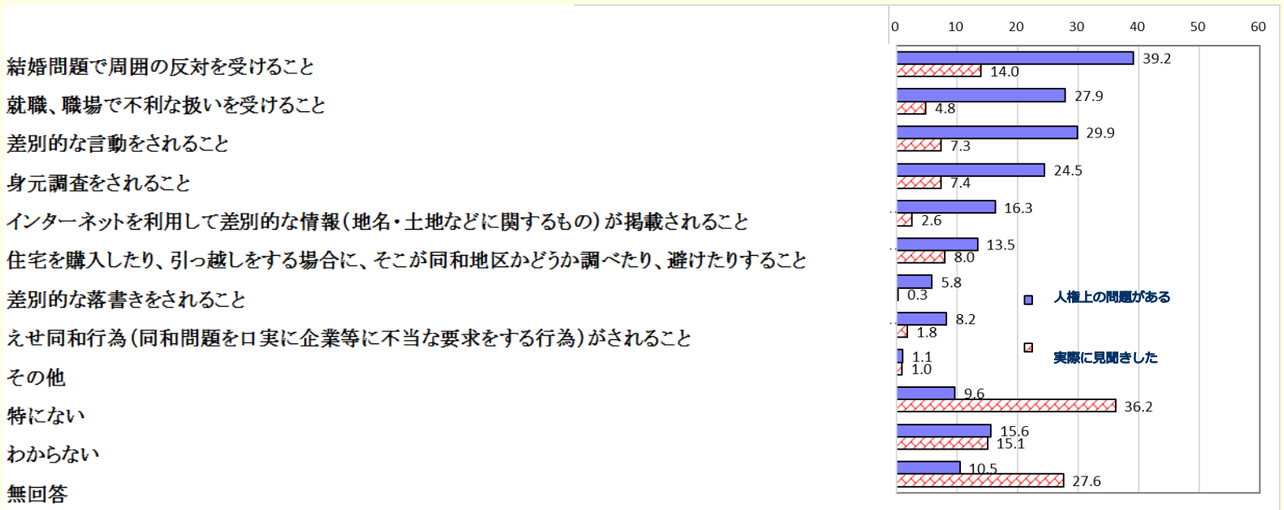
人権に関する市民意識調査結果より

人権に関する市民意識調査（令和３年２月報告）

同和問題に関することがらで、問題があると思うものは？



過去５年間に実際に見聞きしたことがあるものは？



新 た な 同 和 問 題

皆さんの周りで、こんな問題が起きています

住民票の写し、戸籍謄本等の不正取得	令和２年から令和３年にかけて、宇都宮市の行政書士が、「遺言書作成のため」などと虚偽の理由で、住民票の写しや戸籍謄本等を不正取得する。探偵業者等の依頼を受け、３５００回にわたり、不正取得していたとされる。
土地差別	令和５年５月、三重県の学校教員が土地購入を契約後、その土地がいわゆる同和地区にあったことを理由に業者に対して契約解除を要求。三重県は、「差別解消条例」に基づき、「説示」を行った。
部落差別発言	令和６年３月、大阪港湾局職員が公用車で移動中に、その場にいない同僚職員に対して部落差別を意図する発言を数十回にわたって繰り返していた。市は発言をした職員に対し、減給処分とした。

部落差別の解消の推進に関する法律施行

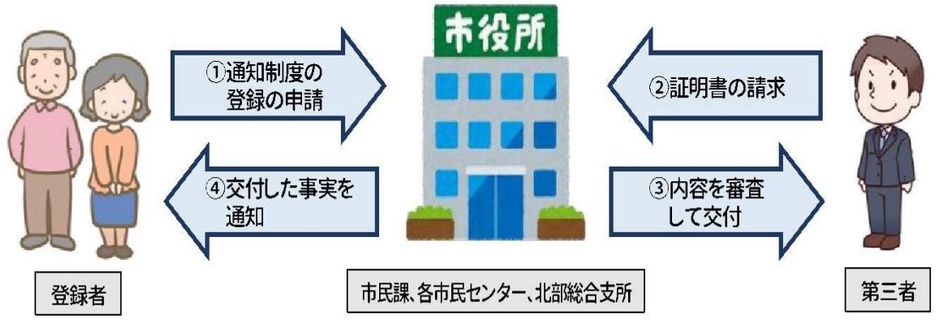
現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている（第１条一部抜粋）

同和問題に対する偏見や差別の解消に向けて

登録型本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本等を本人以外の者の請求により交付した場合、本人にその事実を郵送でお知らせするものです。

＜イメージ図＞



▶登録できる方　宇部市に住所、本籍のある方

▶登録方法

・窓口（市民課、各市民センター、楠市民センター）

・郵送

・オンライン（マイナポータルぴったりサービス）

▶必要書類

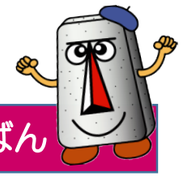
・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード　etc）

※法定代理人の場合、戸籍謄本等の資格を証明する書類

※任意代理人の場合、委任状、ただし、同一世帯内の場合委任状は必要ありません。

同和問題のことで困っていることはありませんか

＜同和問題のことでお悩みの場合は＞



みんなの人権１１０番　～ ゼロゼロみんなのひゃくとおばん

ＴＥＬ　０５７０－００３－１１０　平日　８時３０分から１７時１５分まで

山口地方法務局宇部支局

ＴＥＬ　０８３６－２１－７２１１　平日　８時３０分から１７時１５分まで

法務省インターネット人権相談受付窓口

https://www.jinken.go.jp

同和問題啓発資料　法務省人権擁護局ウェブサイト

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

同和問題啓発動画　YouTube「法務省チャンネル」

https://www.youtube.com/user/MOJchannel

えせ同和行為対応の手引

https://www.moj.go.jp/content/001361670.pdf

同和問題啓発資料　人権ライブラリー

https://www.jinken-library.jp